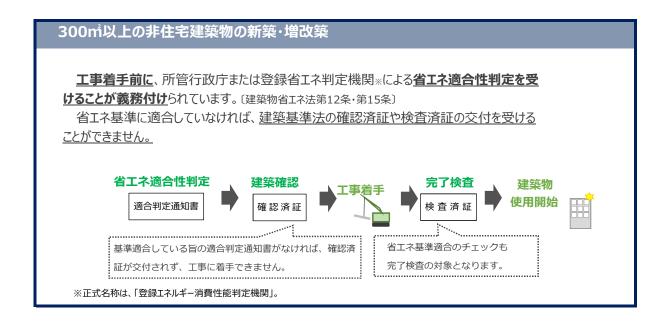
建築物省エネ法について(規制措置の概要と省エネ判定機関のご案内)

1. 概 要

令和3年4月に改正施行された建築物省エネ法(正式名称は「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」。)の 規制措置により、建築主が一定規模以上の建築物を新築・増改築する際には、以下の対応が必要となっています。



2. 登録省エネ判定機関・所管行政庁

中国地方整備局 (建政部) では、中国地方のみを業務区域とする登録省エネ判定機関に対する登録・監督等の 事務を行っています。

【 登録省Iネ判定機関登録簿 (中国地方整備局長登録) 】



なお、全国の登録省エネ判定機関は、(-財) 住宅性能評価・表示協会のホームページで確認できます。 また、物件が所在する市町村名を入力することで、窓口となる所管行政庁・登録省エネ判定機関の連絡先 も検索できます。

評価協会 省工ネ適判窓口 検索 索 かりゅう

http://www.hyoukakyoukai.or.jp/shouene_tekihan/

3. 制度の詳細やご質問

制度の詳細については、国土交通省ホームページの"建築物省エネ法のページ"をご覧ください。

建築物省エネ法のページ

検索



http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html

制度に関するご質問は、省エネサポートセンターで受け付けています。

●受付時間:平日9:30~12:00/13:00~17:30

●メール: support-c@ibec.or.jp

● F A X: 03-3222-6610 ● T E L: 0120-882-177

省エネサポートセンターホームページ

http://www.ibec.or.jp/ee_standard/support_center.html



- ※ ご質問の前にFAQ(よくある質問と回答)をご確認ください。〈 http://www.ibec.or.jp/ee_standard/faq.html 〉
- ※ 電話は混み合って通じないことがありますので、なるベくメール、FAXをご利用ください。